

東京都公立大学法人教員の裁量労働に関わる苦情申出に係る取扱要綱

制定 令和2年3月30日 31 公大首総人第620号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成17年度法人規則第24号）第12条及び東京都公立大学法人非常勤教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成17年度法人規則第37号）第11条の規定に基づき専門業務型裁量労働制が適用される教員（以下「裁量労働勤務者」という。）による裁量労働に関わる苦情に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申出者)

第2条 この要綱において、苦情申出者（以下「申出者」という。）とは、裁量労働勤務者のうち、裁量労働に関わる苦情申出（以下「苦情申出」という。）をした者をいう。

(苦情申出書)

第3条 苦情申出は、本要綱が規定する「裁量労働に関わる苦情申出書」（以下「苦情申出書」という。）により行うこととし、次に掲げる事項を記載するものとする（別記様式第1号）。

- (1) 申出者の氏名、職員番号、所属及び職
- (2) 苦情申出日
- (3) 苦情申出理由

(苦情申出窓口)

第4条 各部局（東京都公立大学法人組織規則（平成17年度法人規則第3号。以下「組織規則」という。）第4条に定めるものをいう。以下同じ。）に苦情申出窓口を置く。具体的な苦情申出窓口については、別に定める。

- 2 各部局長（組織規則第12条に定めるものをいう。以下同じ。）が苦情申出窓口を指名する。
- 3 苦情申出窓口については、必要に応じて部局に複数名指名することができる。
- 4 申出者は苦情申出書を苦情申出窓口に提出する。
- 5 前項の場合において、苦情申出窓口に出出者から苦情申出書の提出があった場合、苦情申出窓口は提出日を記載の上、人事委員会（組織規則第2条の3に定めるものをいう。以下同じ。）事務局（総務部人事課をいう。以下同じ。）に提出する。

(事案の処理)

- 第5条 苦情申出窓口及び人事委員会事務局（以下「苦情申出窓口等」という。）は連携して当該苦情申出に係る事実関係を調査し、その結果に基づき必要な措置を行うものとする。
- 2 前項の調査及び必要な措置を行うに当たり、苦情申出窓口等は、申出者、部局長その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。
 - 3 苦情申出窓口等は、申出者が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。
 - 4 苦情申出窓口等は、第1項の規定により行った措置等について、別記第2号様式により、申出者に回答するものとする。
 - 5 苦情申出窓口等は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。
 - 6 申出者は、第4項の回答の内容になお不服がある場合には、人事委員会に苦情を申し出ることができる。

(秘密の保持)

- 第6条 苦情申出窓口等その他苦情申出に係る事務に従事する教職員は、申出者の氏名、職、苦情の内容その他の苦情に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第7条 理事長（組織規則第6条の2に定めるものをいう。）、学長（組織規則第7条に定めるものをいう。）及び部局長は、申出者に対して苦情の申出を行ったこと、苦情の申出に関して苦情申出窓口等が行う調査に協力したこと等に起因して、申出者が職場において不利益を受けることのないよう配慮しなければならない

(苦情申出書の取下げ等)

- 第8条 申出者は、苦情申出窓口等からの回答があるまでは、いつでも苦情申出書を書面により取り下げることができる。（別記様式第3号）
- 2 申出人が連絡に応じない等、申出者が苦情申出を継続する意思を放棄したと認められるときは、苦情申出書の取下げがあったものとみなす。（別記様式第4号）

(処理期間)

- 第9条 苦情申出への回答に係る手続は、当該苦情申出日からおおむね3月以内に処理するものとする。

(事務局)

第10条 事務局を総務部人事課におく。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、苦情申出に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

裁量労働に関わる苦情申出書

フリガナ 氏名		職員 番号								
所属							職			
苦情 申出日	年 月 日									
苦情申出理由（できるだけ具体的に記入してください）										

別記第2号様式（第5条関係）

裁量労働に関わる苦情申出 対応結果通知書

フリガナ 氏 名		職 員 番 号								
所 属							職			
苦 情 申 出 日	年	月	日	対 応 結 果 通 知 日	年	月	日			
対 応 の 内 容										
備 考										

別記様式第3号（第8条第1項関係）

裁量労働に関わる苦情申出書の取下げ書

私は、 年 月 日付けで提出した裁量労働に関わる苦情申出について、
取下げを致します。

年 月 日

所 属

職

氏 名

㊞

年 月 日

《 例 》

〇〇〇学部 〇〇〇学科 教授
〇〇 〇〇 殿

〇〇学部 苦情申出窓口

人事委員会事務局

裁量労働に関わる苦情申出書の取扱いについて

貴殿から 年 月 日付けで提出のあった裁量労働に関わる苦情申出については、提出後、貴殿が連絡をとることができない状態にあり、苦情対応の要望を継続する意思を放棄したものと認めざるを得ません。

よって、本件については、苦情申出の取下げがあったものとみなします。

以上